

明監報第 1 1 号

都市局（下水道室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 尾 倉 あき子

同 三 好 宏

## 都市局（下水道室）定期監査の結果について

### 1 監査の対象部局

下水道室

下水道総務課 下水道施設課 下水道整備課

### 2 監査の期間

令和3年8月23日から令和3年11月26日まで

### 3 監査の対象範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況を対象とした。

ただし、必要に応じて令和2年度以外の事務も監査の対象とした。

### 4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

### 5 監査の方法

下水道室各課から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

#### (1) 固定資産の管理について

下水道室は、下水道サービスの安定的な供給を行い、効率的・計画的な事業運営を進めるため、平成28年度から地方公営企業会計を導入された。事業の運営にあたっては、財政状態や経営成績を的確に把握することが必要であり、そのために固定資産を適正に管理することが重要である。

平成30年度の定期監査において、固定資産が存在しないにもかかわらず、固定資産台帳に記載されている事例や固定資産台帳と固定資産との実地の照合が適時行われていない事例などが見受けられたことから、改善措置を講じられるよう求めたところである。

今回の定期監査において、その改善の状況を調査したところ、固定資産管理シール等による識別や固定資産関係事務の手引きの策定が行われたほか、実地の照合をされるなど固定資産の管理事務につき一定の改善が図られているものと認められた。しかしながら、一部の施設において前回指摘した内容が改善されておらず、実地の照合が容易な工具器具及び備品等において固定資産台帳の内容と固定資産の現物の内容とが一致しない事例が見受けられた。前回の定期監査における監査委員からの改善措置の求めに対し、「所要の整備を行い固定資産の適正管理に努める」との回答があったにもかかわらず、このような事例が見受けられたことは非常に残念である。

今後においては、いっそう適切に固定資産の管理が行えるよう組織全体として改善に取り組まれない。